

羽生総合病院 健康友の会 会則

第1条 (名称及び事務局)

本会は羽生総合病院健康友の会と称し、事務局を羽生市下岩瀬 446 番地 羽生総合病院内におく。

第2条 (目 的)

当会は羽生総合病院の医療活動を支援し協力することで、地域における保健・医療・福祉の向上に努め、以って地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事 業)

当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦および地域社会の健康管理に必要な事業
2. その他、当会の目的を達成するために必要と認められる事業

第4条 (会 員)

当会の会員は、第3条の目的に賛同し会費を納入した者とする。随時入会可能で入会者には会員証を交付する。

第5条 (会 費)

会費は5年間で1,000円とし、5年ごとに更新手続きをおこなう。ただし、納入済みの会費は返金しないこととする。なお、会費の更新手続日(有効期限日)については、年度の途中で納金の際も、年度の3月31日(5年後の)を以って最終期限日(更新日)とする。

第6条 (会員の相互扶助)

当会に入会した会員は、相互扶助の観点からご家族や知人等への入会推奨ならびに地域活動(医療講演会の開催等)に参加するものとする。

第7条 (役 員)

当会には、次の役員をおく。

1. 会長1名、副会長若干名、会計1名、監査2名の役員を配置し、任期は2年とし現状報告会にて選出する。但し、再選を妨げない。なお、役員任期は最長6年とする。
2. 当会に顧問をおくことができる。

第8条 (組 織)

当会の会員の住所地が広範になった場合は地域支部をおくことができる。

第9条 (運 営)

1. 当会の運営は羽生総合病院の現状報告会とする。
2. 役員会は、会長が必要と認めた時に開催し、本会の運営、活動に関する議案を審議する。

第10条 (経 費)

当会の経費は、入会費、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。

第11条 (事業年度)

当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 (会則の改廃)

この会則の改廃については役員会において決定する。

この会則は令和5年9月1日より実施する。